

農林水産委員会議録第三十九号

昭和三十一年五月十七日（木曜日）

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事笹山茂太郎君 理事白濱 仁吉君

理事 田口長治郎君

理事中村 時雄君 理事芳賀 貢君

足立 篤郎君 安藤 覺君

五十嵐吉藏君 石坂 繁君

大森 玉木君 川村善八郎君

楠美 省吾君 小枝 一雄君

鈴木 善幸君 中馬 辰猪君

網島 正興君 原 捨思君

本名 武君 松浦 東介君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君

稻富 稜人君 石田 膏全君

小川 豊明君 神田 大作君

中村 英男君 日野 吉夫君

久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林技官
岡井正男君

（水産庁次長）
（資材）の出発音

農林支宮へ代

眞治君

漁港課長)

專門員 岩隈 博君

1000

第十四日

委員安藤覺君及び石坂繁君辞任につ

その補欠として八田貞義君及び

大橋武夫君が議長の指名で委員に選

止された。

100

100

第一類第八号 農林水産委員会議

委員中馬辰猪君辭任につき、その補欠として田村元君が議長の指名で委員に選任された。

月十六日
委員中馬辰猪君辭任につき、その補欠として田村元君が議長の指名で委員に選任された。

月十七日
委員中馬辰猪君辭任につき、その補欠として田村元君が議長の指名で委員に選任された。

月十五日
開拓道路北方崎線の開設に関する請願（池田清志君紹介）（第二四〇四号）
臨時肥料需給安定法等廃止に関する請願（井谷正吉君紹介）（第二二五四号）
農業災害に関する特別立法措置の請願（五十嵐吉藏君外二名紹介）（第二二五六号）
新農業団体の設置反対に関する請願（西村彰一君紹介）（第二二六八号）
長崎漁港を特別重要漁港に指定の請願（鈴木善幸君紹介）（第二三〇三三号）
八戸漁港を特別重要漁港に指定の請願（鈴木善幸君紹介）（第二三〇四号）
流津漁港を特別重要漁港に指定の請願（鈴木善幸君紹介）（第二三〇五号）
関渡港を特別第三種漁港に指定の請願

請願（鈴木善幸君紹介）（第三三〇六号）
漁港法の一部改正に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第三三〇七号）
桑園の凍霜害対策確立に関する請願（大高康君紹介）（第三三〇八号）
立田村土地改良事業促進に関する請願（江崎眞澄君紹介）（第三三〇九号）
山梨県の凍霜害による被害農家救済に関する請願（荻野豊平君紹介）（第三三二一〇号）
の審査を本委員会に付託された。
同日
糸鉾安定特別会計の資金わく増額に関する陳情書（東京都議会議長四宮久吉外九名）（第七五二二号）
内地麦価格の適正化に関する陳情書（東京都議会議長四宮久吉外九名）（第七五二三号）
地主保有農地の自作権確立等に関する陳情書（愛媛県越知郡菊間町森野忠吉）（第七五三三三号）
競馬民営反対に関する陳情書外一件（東京都議会議長四宮久吉外四十名）（第七五五六号）
同外一件（京都市会議長室谷喜作外五名）（第八〇三三三号）
米穀登錄変更に関する陳情書（熊本県唐津郡岡原村大字岡本二千五百五十七番地石塚一夫外八十二名）（第七七六号）
桑園の凍霜害対策確立に関する陳情書外一件（群馬県知事北野重雄外三名）（第七七八号）

○村松委員長 これより会議を開きます。

○村松委員長 お諮りいたします。委員の異動に伴い、凍害による農業災害に関する小委員に欠員を生じておりますので、その補欠を委員長において指名いたしましたと存しますが御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○村松委員長 御異議なしと認め、中島辰猪君を小委員に指名いたします。

○村松委員長 次に漁港法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を許します。赤路友蔵君。

本日（昭和三十一年）の会議に付した案件

小委員の補欠選任

漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出第九〇号）（参議院送付）

昭和三十二年産米価等に関する陳情書外五件（甲府市百石町二百十八番地山梨県町村会長横田司朗外五名）（第八〇一号）

昭和三十一年産米価等に関する陳情書（岐阜県庁内岐阜県農業会議会長松野幸泰外一名）（第八〇四号）

農業購入資金貸付制度創設に関する陳情書（愛知県議会議長林清一）（第八〇六号）

を本委員会に参考送付された。

る法律案の提案理由の説明を承わつた。赤松委員は漁港法の一部改正に對し、手続の簡素化をやっておられることであるが、これはまことにけっこうなところだと思ふ。ただ二、三点ふに落着いたと思ふ。現行法の十八條に於てそのまま残されておるのでありますから、この二十五條の改正によつて、漁港管理者は漁港所在地の地方公共団体に限定されております。従つて、修繕事業は國または地方公共団体が施行するべきだと私たちは考えるので、さういふ意味でこの十八條をそのまま置くという意図があるのだと思ふ。水産業協同組合を施行者として殘すに於いては、その理由をお聞きしておきたい。

○大石(武)政府委員　具体的なことは、岡井次長からお答えいたします。岡井政府委員　お説のような方々も思ひますが、現に施行中のものもあるししますので、この際はこういうふうにお願ひすることが妥當だと考えております。

○赤松委員　ただいま次長の方から、施行中のものもあるからこの法案を建てるのだ、こういうことでございまして、それが、さういたしました場合は、この法案は完了いたしました場合は、この法案は再度削除されるなり改正されるといふことになるのかどうか。これは担当課

長から御説明願つていいと思います。

○林説明員 漁港管理者と修築事業の施行者との関係でございますが、たゞいま長から御説明があつたのでありますが、お説の通り原則といたしましては、漁港管理者が修築事業の施行者になるといふことが、最も好ましいことであるとわれわれも考えまして、いろいろ研究したわけでありまして、しかし今御説明がありましたように、現段階においては、直ちにこれを切りかえるといふことは、多少実際上の無理があるといふことで、まず指導をいたしまして、だんだんそういうふうな実体を持つて参りました、しかる後に法律の方も改正をいたして参る、こういうふうな考へております。

○赤路委員 十八条の点は了解いたしました。

次に二十四条ですが、この二十四条は負担金または補助金の還付条件になつておるのであります。この条件から参りますと、二十二条の一項の規定による変更といふことは、事業の一部の縮小のみを指しているように受け取れるのであります。ところが二十二条第一項の省令によりまして、工種別の工事費または数量の増減といふことがうたはれております。従つて、省令によれば工事の増といふことも考えられ、減だけではないわけですから、ところがこの二十四条の四は、これは工事量が削減されたときの負担金及び補助金の還付条件であつて、工事量が増加された場合は何ら規定されてない。この点はどうかういふようになるのか、御説明を願ひたい。

○林説明員 お答えいたします。事業

計画の変更の場合でございますが、お説のように増減があるわけでありまして、しかしながら計画の変更及び設計の変更につきましては、農林大臣の認可を受けることが原則になつておるわけでありまして、今回の改正で取り上げましたのは、一言で申しますならば、軽微なものについては、そういう手続を省略しようといふことを考えたのであります。これはたゞいまお話のございましたように、工種別の間の出入りもございまして、全体としてつまり工事費が増すという場合には、当然国の予算にも影響して行くわけでありまして、これは必ず手続をとつてやつてもらなければならぬといふことになるわけでありまして、従ひまして、これは手続をとつてもらひまして、国の予算の範囲においてできるならば、実情に即してやる場合がございまして、ここに規定してありますのは、余つた場合のこととあります。これは当然返してもらうといふことになるわけでありまして、どういふようであるか、当然農林大臣に変更の申請をしていただいて、それを予算とにらみ合せて、変更を認めるならば、認めるといふことになるわけでありまして、

○赤路委員 予算との関連において、こういうようなものができた、だから従つて工事費が余つたときには、当然この条件によつて還付しなければならぬ。増加の場合は予算との関係は当然大臣の許可を得て、その場合は当然工事量の増加、従つて補助金なり負担金の増額といふようなことが考えられる。こういうふうに確認してよろしうございませうか。

○林説明員 筋をいたしましては、そ

ういふことでございます。

○赤路委員 それから二十五条によつて水産業協同組合が管理者でなくなつて、そうして地方公共団体が管理者といふことになつたわけでありまして、この第二十五条の面で、法律改正の面ではないのであります。漁港管理者が取り消された場合——ここではやはり漁港管理者の指定を取り消すという条文が残つておりますが、漁港管理者が取り消された場合の管理は一体どこがやるかといふことが、ちよつと不明確なようです。その点はどうか。

○林説明員 漁港管理者の指定の取り消しにつきましては、今まで事例はございせんが、漁港管理者に一度指定されまして、この法律の条文にもございまして、非常に極端な場合のみに限られております。指定を取り消しますといふ場合をたとへば想像いたしてみますならば、市町村が管理者になつて、一応の管理をいたしておつた漁港につきまして、その漁港の重要性が非常に増し、発展をして参ります。そういういろいろな関係からいたしまして、都道府県管理者になる方が妥当であるといふ線が出た場合が考えられるのであります。そういう場合におきましては同時に管理者の取り消し、及び新しき管理者の指定といふことをやるようにするかと考えております。従ひまして取り消しをやつたあとに、そこに何らかの問題が残るといふことはわれわれとしては想像はいたしておりません。そういう場合にのみ大体漁港管理者の指定の取り消しといふ問題が起ると思ひますので、そういう手続、事務処理をいたしますならば、そ

こに問題は起らないであらうといふうに考へておるわけでございます。

○赤路委員 同じく二十五条では、先ほども申しましたように、ここでは水産業協同組合の管理漁港といふものは、改正によつて全然なくなるわけでありまして、そういう点と昭和二十五年五月十日、号外法律第六十九号によつて出されております、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、この第二条の三項に「この法律で「漁港施設」とは、漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であつて、左に掲げるもの」と云々、こういうふうなことになつておりますが、水産業協同組合の管理は全然なくなつてしまふことになつておるわけでありまして、従つてこの法律第六十九号の一部を改正する必要が生じてくるのではないかと思ひますが、この点に対する御説明をお願い申し上げます。

○林説明員 ただいまの御質問でございますが、今回の改正におきましてはいわゆる漁港管理者といたしましては、水産業協同組合を除きまして地方公共団体に限定をいたすことになつておるわけでありまして、このいわゆる漁港の管理者は、これは公法上の管理権に基いていろいろの規制をいたします漁港の管理者であります。災害復旧の暫定法に關連しての問題といたしましては、たゞいまお話のございましたように、暫定法におきましては災害復旧の関係は、水産業協同組合が維持管理しております施設について災害があつたならばこれである、こういうことになつておるわけですが、この施

設に關する維持管理といふ問題は、何と申しますか、その施設の財産的な管理といふことになるわけでありまして、所有し管理しておるということになるわけでありまして、それらのものにつきましては暫定法によりまして、災害があつたならば復旧をいたす、こういう規定でございます。それで、これをやめてもいいではないかといふお話でございますが、これにつきましては一般的に考へますならば、漁港管理者が水産業協同組合から市町村等に移ります場合には、管理の委託をするであらうといふふうに考へておりますし、またそうあることが漁港全体の公法上の管理からいたしますならば都合がよろしいといふことで、そういう指導もいたしたいと考へておりますが、何と申しましたも所有し販座上の管理をいたして参りたいといふ水産業協同組合所有の施設が残るかもしれないといふことは考へられるわけでありまして、そういうものにつきましては依然として、もし災害が不幸にしてありました場合には、暫定法によりましてその復旧について国がめんどろを見る、大部分のものにつきましてはいわゆる災害がありました場合には、公共土木の災害によりまして復旧に努めて参る、こういうことになると思ひます。まあ指導もいたし、ほとんど実態をいたしましてはそういう場合は少いとは考へますが、絶無といふことに参らない建前でございます。この暫定法も今後働いて参る、こういうことになつておると思います。以上御説明申し上げます。

○赤路委員 今の御説明でいきます

と、この管理というものは公法上の規定によつてのみ地方公共団体が管理する、財産上の維持管理というものは依然として水産業協同組合の手でなされていく、こういう二分された形で考えていかれるのですが、現在水産業協同組合の管理しております漁港はたしか九十四港であつたと思ひます。この九十四港については公法上は管理者は地方公共団体になるが、実質的には財産上のものはこれは水産業協同組合が依然として維持管理していく、こういうようなことになるわけですか。そういうことになりませんか。

○林説明員 説明が足りなかつたと思ひますが、そういうことになるわけでありまして、片一方は漁港という水域、陸域及び施設を含めした総合体である漁港の公法上の管理を管理者がいたすのでありますが、災害復旧の暫定法にありますが、個々の施設についてここには規定をされていくわけでありまして、水産業協同組合が施設を作りまして、みづから財産上の管理をいたしておるといふものは特定なものであります。たとえば漁港の中に協同組合の前に自分が作りましたさん橋がある、こういう場合があるわけでありまして、従いまして防波堤その他大部分の施設は管理者が維持管理するということになりまして、組合の事務所のすぐ前にあります一つのさん橋というやうなものについては、これは自分であくまでもやりたいというやうな場合が起るわけでありまして、そういう場合には管理者に管理の委託をしませんで、みづからやるわけでありまして、しかしそれが先ほど申し上げましたように、もしも不幸にして災害がありました場合に

合にはこの暫定法によりまして処置をする、こういうことになるわけでありまして、これは全然この法律を殺してしまふと、そういう場合に対処できないといふことになるわけでありまして、まあ実態としては非常に少ないと思ひますが、やめてしまふなければならぬといふ理由はないと思ひますので、従前通り存置いたしておきたいと思ひます。

○赤路委員 どうもそこところが少しやつかいなんです。この号外法律百六十九号によりますと、内容としては外かく施設、内い留施設、水域施設、この三点だけが一応指定されているわけなんです。この三点は基本的な漁港施設だと思ひます。今課長の説明によると、個々の件についてという言葉がありましたが、全体としてのものは個々のものの積み上げであることはもちろんなので、そうすると今まで水産業協同組合が管理者として維持管理をやつてきたといふことは、それらのものをやけり含んでいふのではないのか。単に一つのさん橋であるとかあるいは水揚場であるとかといふことでなしに、この外かく施設、内い留施設等をも当然含まれておつたものではないかと私は思ふのです。今後それらのものは一体どうなるのかといふ不審が、やはり依然として残るのじやないかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○林説明員 漁港管理者が変更されても所有権といふものは変らない。そこで先ほど申し上げましたように、われわれの指導の方針をいたしましては、施設の管理についても、管理者が変更された後におきまして、組合から町村に管理の委託という形になると思ひますが、そういう形になることが望ましい、そういう指導はいたすつもりであります。この方が非常にすっきりいたすと思ひます。しかし組合によりましては、くどいようでございますが、組合がみづからやりやうていきたいといふものが残るのではないかと、いふやうなことが想像されるわけでございます。その残り残したもののついて、この法律を殺しますと、災害がありました場合に処理ができないといふことになりまして、この法律を今すぐ殺さなければならぬといふ理由はないわけでありまして、そういうまねな場合でありますから、そういうまねな場合でありますから起り得るであろうといふことは考えられます。そこでこれはそのまにいたしておる、こういうことにしておるわけでありまして、

○赤路委員 大体御説明でや納得するわけでありまして、そこでこれは一つの水産業協同組合から地方公共団体の方へ管理を移管するといふこと、これは今まで水産業協同組合が管理しておつたので、その間における経過手続としてやむを得ない、こういうふうに考えます。十八条の水産業協同組合が残るといふのもや関連性があるかと思ひます。しかし本来先ほど申し上げたように考えていただかなければならぬといふことは、水産業協同組合から管理をはずして、地方公共団体に管理を全部限定する限りにおいては、将来はこれら漁港施設の全般にわたつては国または地方公共団体の方ですべてのもののが維持なされ、管理されるのが当然ではないかと思ひます。ある面で公法上の面だけは地方公共団体に管理をさせておく、ところが一切のいろいろな施設は水産業協同組合がやつてもよろしいの

だといふことでは、いささか私は筋が通らぬじやないか、こういうふうに思ふわけでありまして、これは一応将来の問題としてお考え願ひたい。これはどうしても筋として、そういうような漁港の施設あるいは維持にしまして、水産業協同組合にやらすといふのではなく、やはり地方公共団体が管理する限りにおいては、地方公共団体なり国の手においてこれを一切まかなつていくといふことではなければ、私はいけないかと思ひます。まあ現在のところは経過的な過程にありますが、それ以上は申し上げませんが、その点は十分に一つお考え願ひたいと思ひます。

次に二十七条なんです、ここでは漁港管理会の設置は第三種漁港のみが義務づけられております。その他は任意設置にされておりますが、この理由はどのような理由でしょうか、お聞きをいたします。

○林説明員 漁港管理会につきましては、改正前におきましては全部必置になつておるわけでありまして、漁港管理会の使命といふものは御存じのやうに重要なものと思ひますが、いろいろな面から、たとえば管理上の経費その他いろいろな面から見まして特に重要なであります。いわゆる大漁港の第三種漁港におきましてはいろいろな内部的な管理の面におきまして内部事項としていろいろな問題がございますので、ぜひこれはこの際設置していただいて事をはかつていくのが妥当であらう、第二種、第一種等につきましては、まあどちらかといふと、管理上の内部事項が割合に複雑ではないであらう、従いまして管理者の判断において事を

処理いたしましてもあまり問題が起らぬであらう、なおかつそういう一、二種等の漁港におきましては、漁業者の意向といふことも、意思は、十分平たく考えまして達し得るわけでありまして、大きくなければならぬいろいろな問題が入つてくる。そこで規定の通りの漁港管理会を置きまして、これをすべて諮つてやつていくという方式がいいのじやないか、そういう点から今回は三種だけを残しまして、あとは任意設置にして、置きたいところはちろん置いていただく、こういうふうにしておるのであります。

○赤路委員 次に三十五条の利用対価の徴収といふことですが、これは料率は三十八条に規定されておるわけで、農林大臣の認可によらなければ料率決定はできない、こういうことになつておるようですが、そういうことになつてますと、利用対価の徴収についての基準をお示しになりますか。各漁港によつてそれぞれの地域別な特殊な条件等がありますから、この利用対価といふものはそれぞれ違つてくるかと思ひます。その場合農林大臣がこれを認可するといふことになりまして、やはり一定の利用の対価徴収の基準といふやうなものがなければならぬかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○林説明員 三十五条の利用対価の徴収でございますが、これはここにございまして、漁港の維持管理に必要な経費を生み出すために利用者から利用料をとるわけでありまして、こういうものは今度の改正によりまして管理規程一本になりましたが、管理規程によりまして、ちゃんと条例で定めるところになるわけでありまして、

それから第三十八条との関連についてお話しがございましたが、第三十八条は国あるいは漁港管理者以外の第三者が基本施設を持つておりまして、これを他人に利用させる場合には、これは特殊な場合でありますから特にいろいろの問題が起りますので、農林大臣の認可を受けてやっても構わない、そういう規定になっておるわけでありまして。

○赤路委員 大体この法律上の疑問点につきましてはそれで承知いたしました。最終に私は漁港審議会委員のことでちょっとお尋ねしておきたいと思つております。これは一つ次長の方から御答弁を願ひます。漁港審議会の委員は欠員になっておるはずなんです、その後一体これがどうなつておるか、五月十九日以降は水産庁長官を残したほか、あとは全委員が任期満了で終りになっておるはずだと思つておるが、どういふふうに考へておられるか、その点をお伺ひいたします。

○岡井政府委員 お説のように相なつておる現況でございます。われわれといたしましては、すでに漁港法の施行以来もう年月も経て、よかれあしかれいろいろな経験を踏みました関係もありまして、従来の漁港審議会が地区別制当によつて各該府県の知事の適任者の推薦をまつて選考したというやうな行き方がいか悪いかという点も、基本的にもう一べん再検討するかたわら、全国的にどういふ人たちがいいだろうかとやうなことも、内部的にいろいろと検討を加へつつある時期でございますので、決して職をおろそかにしておるわけではございませんので、あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○赤路委員 今の次長の御答弁、ごもっともと思ひます。その点は了解いたしますが、これは国会の承認を得なければならぬはずで、そうすると、今国会は本来から申しますならば、本日で終了だ。それが延長されたわけですが、これはやはり今国会中に承認を求めておきませんと、漁港審議会というものはブランクになつてしまふ。たとい半数でもこの際承認を求めるといふ方向をおとりになる必要があるのではないかとと思ひますから、御注意まで。

○小川(豊)委員 私には漁港施設の問題と漁業移民の問題についてお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうは次官も金融課長も見えておられませんが、どういふふうにお尋ねいたします。

○村松委員 小川委員。

○小川(豊)委員 私は漁港施設の問題と漁業移民の問題についてお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうは次官も金融課長も見えておられませんが、どういふふうにお尋ねいたします。

まず第一に、漁港の問題についてであります。これは第三条の漁港の施設のことと関連してくる問題ですが、漁港等に冷蔵庫、製氷場等を作る、これに対しては融資等が行われるわけでありまして、そういうものも融資をする場合には、その利用の計画とかあるいは設計とかその金額などについて農林省の金融課の方なりあなたの方なりで、それぞれ調査して適切な指導と指示を与えてやつておるもの、どうい

うふうに考へておるわけですが、それは間違ひありませんか、どうなさつておりますか。

○岡井政府委員 ただいまの御質問、ごもっともでございます。漁港に不可欠の施設につきましても、金融措置は、農林漁業金融公庫の方でめんどうを見る建前にいたしております。従ひまして金融課もおぼろげながら、大体においてそういうものについては相互の間に優先的に見たいというやうな連絡を、事務段階においてはいたしておる次第であります。

○小川(豊)委員 ここにどういふ問題があるのです。空欄に空欄漁業協同組合というものがあつて、これが二十九年度の九月に製氷、冷蔵の設備をするこゝたになつて、それに総工費四千九百四十万という資金が要するといふので、このうち三千八百四十万円融資を受けることになつて、これが順次貸し出されておるわけですが、ところが、これが決定を受けて、農林漁業金融公庫から金——中金だと思ひますが、ここから三千三百万円という金が出されておるにもかかわらず、この工事は一つもできておらない。そして、この借り入れた資金をめぐつていろいろな問題が起つて、とうとう組合長は辞職してしまつておるわけですが、しかもこの工事を引き受けた共和冷蔵という会社は、どういふ関係か一つも工事に着手しておらないという問題があるのです。この経過はどんなやうでござい

ふうになつたか、お知りの範囲内でけつこうですか。御答弁願ひたい。

○岡井政府委員 これは漁港と直接つながりを持つわけではなく、空欄の地元の漁業協同組合が必要ありとして申請した冷蔵庫に対して、農林漁業金融公庫から貸し出しをしたいたしましたにもかかわらず、工事が遅々として進まなかつたやうな関係で、公庫の方でもそれを非常に苦慮いたしました。調査もし、あるいはまたこの見直しにかんづいてその結果として、未着工分のもので見通しのないものについては適当な償還、繰り上げ償還をするとかいふやうな措置をたしか進んでおるやうなまでに聞いておりますが、詳しく私の方でも現在のところ資料も持ち合せておりませんので、適当な時期に、この件につきましては説明できるように資料を整えて一つ御説明いたしたいと思ひますので、本日のところは御猶予をいただきたいと思います。

○小川(豊)委員 これは適当な時期に回収するといふ——すでに回収は不可能になつておるわけでありまして、この金が、どういふ形で三千三百万円という金がめちやめちやになつてしまつたのか。この問題をめぐつて訴訟が起り、組合長は辞職をするといふやうな非常に深刻な様相を呈しておるやうなで、あなたの方でこの点についてはぜひ——私としてはこの問題はもっと早くお尋ねしたいと思つておつたのです。いろいろな審議の都合から今日にまでなつておるやうなので、会期も残すところきわめて少ない。この点について一つ、金融課の方とも打ち合せてこの点の御答弁を願ひたいと思ひます。

さらにもう一つお尋ねしたいのは、これも漁港と直接の関連はありませんが、パタゴニアの漁業移民計画を立てられて、これに対して十一隻の船で、一隻当たりが一千二百万円、一億三千二百万円の所要資金のうち八千八百万円

が、三十年の九月の期限で二十九年度末に、これも農林漁業金融公庫から貸し出されておるわけですが、しかしこの公庫法を見て公庫の業務方法書を見ても、漁業移民に対して公庫の金を貸し出し得るという規定は一つもないわけなんです。これはあなたの方に答弁を求めるとはどうかと思ひますので、きょうどなたかそういう点についてのあれはおられないかと思ひますが、公庫法にはどういふ規定がないにもかかわらず貸し出しできたというのはどういふことか、この点ちょっとお尋ねしたい。

○岡井政府委員 これはたしか前内閣時代と思ひますが、特に南米諸国における漁民の移民並びにこれに伴う不可欠の漁船を持つていくという件につきましても、農林省は、特に閣議了解をもつて、従来のケースにはないが、許す限り、金融のゆとりがあればいいというやうなたしか意味がなかったかと思ひますが、そういう了解事項もありまして、特に若干の融資をされたのは事実でございます。その後パタゴニアの方は、向うの政変がありまして、急速にそれらの実施はまた見えておられませんが、その面での融資についての跡始末はたしかできておるやうなものはあるまいか、かように思つておられます。この点も、さきの空欄の冷蔵庫融資関係とともに、私の方で再び調査して、適当なときに御報告申し上げるやうにしたいと思ひます。

○小川(豊)委員 これは業務方法書にも何にも、公庫のあれにはありません。ないのに八千八百万円という膨大な金が公庫から融資されている。融資するについては、ないがゆえに閣議で

わざわざこれを融資の決定をしたという事なのです。そこで閣議でそういうことまで決定させるにもかかわらず、パタゴニアの移民は、政変とはいえない不可能になつてきている。そこにも非常に調査なり、準備なりというものが欠けておつたのではないか、こういうことが一つ考えられるわけだ。さらにこの漁業移民のパタゴニア開発漁業協同組合というものは、そうして船はできたが、とうとう移民がでなくなつたので、その融資を返済する、その他の意味から、北洋漁業の方へ転換せざるを得なくなつた。ところがこれは時期がすでにおくれているのです。そこで無理をして北海道長官から申請されておるワタの中からそれを四隻かを押し込めてやめさせて、強引にこの中に割り込んでいく、こういうことを聞いておるのですけれども、そういう事実はありませんか。

○岡井政府委員 パタゴニアの船を、特別にひもつきで公正妥当な許可をすべきものに、特に注意をしてそれだけは何れ外に見る、そういうふうなことは行政は、私の方ではいたしておりません。従つて北海道庁の船舶としての候補船を出してきた場合には、よくわれわれ中央企画官庁としてのあり方については、正しい方向に従ひまして、船舶のものについてはラングをつきまして、そしてそういうパタゴニアとか何とかいうことではなく、適当な船である場合には見る。しかるに場合には全然落すというふうな選定の結果、偶然に四隻入ったというのが事実でございますので、その点は誤解があつて、非常に恐縮でございますのでお答え申し上げます。

○小川(豊)委員 偶然にそうなんだという御答弁ですが、北海道長官からは、これこれの船が適当であるという申請されておつた。そうすると一方にいては十一隻という船は遊休になつてしまふ。そのことからどういふ運動がなされたかは知らぬけれども、北海道から申請してきた船を、四隻をやめさせて、四隻が入つた、こういうことを私は聞いておるのです。そこで今の御答弁では、厳密な調査の結果偶然にそうなんだという御答弁であるが、私はそれは納得いかなない。また幾多のこれに対する材料も持っているわけだ。パタゴニアの漁業移民の問題といふ、室蘭の冷凍設備といふ、この冷凍設備三千三百万円の金がいまだもつて返済されない。しかも何らかの工事ができておらない。しかもこの工事の金をめぐつて、融資についてあつせんをした人は百万円の金を受け取つておる、謝礼としてもらつておるといふことまでが問題になつておる。きょうは時間ありませんので、また御答弁の適当な人もおられますので、私はきょうはこの程度にしておきますけれども、この点について委員長にお願ひ申し上げたいのは、ぜひもう少しこの問題をはつきりしていきたいと思ひますので、本会期中に、それそれ係の御答弁のできる方の御出席を一つ私は求めたいと思ひますので、お取り計らいをお願いします。

○村松委員長 この会期中ということでは承ひたい。なお資料の提供も、この法案の審議中でなく、会期中に一つ提出を求めます。

○小川(豊)委員 資料の提供も、ごく大さうばに私は質問したわけですか

ら、これに対する資料はあなたの方で一つ御提出願ひたいと思ひます。

○日野委員 この法律改正の方向について、どうもおもしろくない点がたくさんあると思ひます。赤路君から手続の簡素化がされて非常にけつこうだといふ意見もありますが、けつこうな面とけつこうでない面とある。それは手続が簡素化されて、それによつて漁港を利用する者が非常に利益を得るといふ場合は、手続は簡素化されるのもよろしいが、そうすることによつて権利侵害が行われる、不便を感ずる、権限が縮小される、こういうふうなことになる。非常にこれを逆コースの行方になる。今の政府の法律改正の方向を見てみると、大体そうであります。占領政策の行き過ぎの是正といふ名において、簡素化するという名目のもとに人民の権利の侵害が行われる方向にある。この法律にも出ているのである。非常にそういう点に気づくのであります。たとえば漁港審議会の権限が縮小されている。そして農林大臣の権限が非常に大きくなり、従来その地域の漁業協同組合等が管理者に指定されることになつていゝのは、必ずやそれ、こういうふうなことになる。何か民主主義の方針に反するやうな点がある。過去五年間の実施の結果簡素化する必要が起つたといわれるのだが、こういう点をどうお考えになつておられるのか、一つ次長からこの点を伺つておきたい。

○岡井政府委員 日野先生にお言葉を返すのも恐縮ですが、実施以来漁港審議会の意見はもろろのこと、全国の

関係の漁港に携わつてゐる市町村長の意見、並びに利用組合長関係の意見、これらを十二分に鑑味いたしました結果、本日お願ひしているやうな方向で行つてくれることが一番よろしいといふ世論にいたるため、内部的に事務的にいろいろ検討を加へまして、本日の御審議をわずらわすところの段階に立ち至つたのでございまして、この点はお仲のいい二人で御意見が違ふようですが、赤路先生の方からは簡素化けつこうだ、(要らぬこと言わぬでよろしい)と呼ぶ者あり、悪いところは取り消します。見方によつてそういう御議論の出る向きもありますが、先ほど漁港審議会の権限を取り上げて大臣の権限を拡大するとおっしゃいました、そういうところは、この字句にはないわけでございます。先ほど私は言葉が足りなかつたかもしれませんが、漁港審議会の委員の選考については、従来の府県ブロックのやり方を全国地区にまゝとめて、一ぺんで適当な人をつつ御足労をわづらわす方がよいのではあるまいかというやうな意見は、内部的に出ておるわけではございません、まだ固まつておるわけではないのであります。審議会の方の権限をたな上げして大臣に移行するといふやうなことは、今回は盛り込んではいないつもりであります。

○日野委員 言葉を返すようですが、二十五条の漁港管理者の関係の意見でも、赤路君もそう言つておられますから、その点は意見は一つも食い違つておりません。そこで今審議会の権限を侵奪しないと言ひながら、従来審議会にかかる案件が農林大臣の専決でやられるといふやうなことになるれば、これは当

然権限の縮小ということになると思ふ。あなたはそうおっしゃるけれども、侵奪行為が行われる。こう理解すべきではないか。私は二十四条の改正は非常に重大であると思ひます。二十四条の改正、これは農林大臣の権限を非常に強化する。第二十四条の五を追加しまして、この規定によると、第三項では「農林大臣が第一項の土地又は工作物を漁港管理者に譲渡する場合の譲渡の対価は、三云々」といふ、一項では「政令で定めるところにより管理し、又は処分する」といふことが規定されております。御承知のように、漁港修築の事業は公共事業ですから、これは土地収用法が適用されます。よ。過般農林委員会と建設委員会と合同審査をやつた土地収用法の改正が行われています。ここでは土地収用審議会というものの権限が大幅に縮小侵害され、審議会の手続簡素化という名目のもとに、土地が簡単に収用されるやうな法律改正が行われておる。ここで漁港修築のために、この改正の中には野積場というものが加へられておる。これは考えやうによれば広い地域を要するやうな場合もある。こういうことで収用された土地が、政令でどう規定するか知らぬけれども、農林大臣の権限でもって勝手に処分されては、これはたまたまのものではない。ここにおいて一つの大きな侵奪行為が行われたいと保証できるか。こういう点を私は指摘しておるのです。非常に重大なことである。今いろいろの問題が起つてゐるが、勝手に専決でやれるといふやうなことにすると、それをめぐつていろいろな業者の運動が起つたり、極端な例をいいますと、今決算委員会の中古エン

デシなどの問題が盛んに迫られてお
ります。こういう独善的な権利侵害
行為をやることを容易にする道を開く
ことになる。こういうことがこの二十
四条の關係の改正では非常に重大だ
とわれわれは考えるが、この改正に当
つて、こういうところを予想しておつ
たのかどうか。一つ当面の林漁港課長
からでも、この改正に當つてそういう重
大なことが行はれ、そしてもしそうい
うことがありするならば、政令でこ
れをいかに措置しようとする考えを
持つておられるか、この点を一つ承わ
りたい。

○林説明員 お答え申し上げます。漁
港審議会の権限といふことは、そうい
うものについては、次長からお答えが
ございましたが、今回の改正において
はごく小さい問題を取り上げておりま
す。それはたとえば漁港指定には名称
がつくわけでありまして、その名前を
市町村の合併等によつて変えたいとい
う御希望がありました場合に、これは
一々漁港審議会に諮るまでもないであ
ろうというので、そういう名称の変
更のような小さい問題については、
あらかじめ漁港審議会におきまして、
そういうものは一々漁港審議会に
かけなくてもよろしいというような基
準のようなものを御決定を願つておい
て処理をするということにしておるわ
けであります。別に権限を今までより
も変えるとか、もぎ取るとかいう問題
ではございませんので、御了解を得た
と思ひます。

でき上つたところがございましてたの
で、それらの港におきます今後のいろ
いろな処分が必要になつて参りました
ので、こういう規定を入れたという
ことでございまして。御承知のように、
漁港修築事業によりまして国が直轄で
やります場合には、作り出すものはほ
とんど漁港施設になるわけでありま
す。大部分漁港施設になるわけであり
ますが、たとえば修築の実施中におき
ます、こまかい問題であります。が、
事務所というふうなものがあるわけ
であります。そういうものは管理の委託
といふことになりませんで、これは処
分といふことになるわけでありまして、
管理者に払い下げをしますか、あるい
はどういふ方法になりますか、そうい
う問題が起るわけでありまして。そう
いふ問題がここにあります。処分とい
う問題でございまして、防波堤とか岸壁
とか、そういうものは二項にございま
す。漁港管理者に管理を委託する、こ
ういふことで処分したい。これは、こ
ういふ規定がございまして、一応国有
財産の指定を受けまして、大蔵大臣の
方で処理をされることになるわけであ
ります。その手続を簡素化したしま
すために、農林大臣の方でこういう手
続をするという規定を定めておるわけ
であります。他の公共事業の直轄によ
りまして、従来から他の事業において
やつております関係においても、大体
こういうことで処分しておるわけであ
ります。処分といふ言葉が、お話によ
りますと、土地収用法にひっかけて
取り上げるんだというふうなお話で
ございましたが、こゝはそういう問題で
はないのであります。土地収用法は適
用されることになっておりますが、今

までこれを實際に適用いたしました例
もございませんし、今後もしそういう問
題はなるべくやらないという方針では
ございまして、少くともここに改正を
いたしました追加いたしましたという問
題は、土地収用法等に関連をもつてこ
ういふことをやるということでありま
せん。この管理の關係を明らかにする
ために、こういう規定を設けた、こ
ういふことでございまして御了承願
ひたいと思ひます。

○日野委員 今の土地収用法の關係で
すが、従来あなた方は漁港修築に土地
収用法を適用した例がないと言われる
が、今度土地収用法が改正になつて、
従来は収用をかけるのに非常に手続が
めんどうであつたから、かける方
で、かけられる方でも不利だといふの
で、協議を進めてきた。ところが今度
は非常に手続が簡素化されて、簡単に
収用法がかけられるように改正された
のだから、やはり業者等がいろいろ国
家権力を利用してというおそれも出
てくるし、今後は土地収用法をかけ
なければならぬようなケースが出てく
る。そうすると土地収用法にかけて
取つた土地が利用され、最後には処分
されるということになれば、非常に危
険が伴う。これを何をもつて防止する
つもりなのか。今までのように漁港審
議会といふものがあれば、そこが一つ
の防波堤になるのだけれども、今度は
専決でやられるということになると、
政令でどういふ規定をしようと考えて
おるのかというのを承わつておきた
い。

管理を委託します問題であります。そ
れから先ほど申し上げました直接漁港
施設とならない、たとえば小さい事務
所、そういうものの管理の委託なり処
分なりの方法等について政令で定める
ということになるわけでありまして。こ
ういふことに関連をいたしました政令
を出す予定に実はしておるわけであ
ります。ここにあります政令はさうい
う内容だけあります。

○日野委員 そうすると管理だけの政
令で、処分に對しては手放しで、勝手
に処分をやらせてよろしいという考
え方ですか。

○林説明員 勝手に処分するといふこ
とは、これは国がみずから直轄工事
で作り出した修築事業についてのこ
を書いたおるわけがございまして、勝
手にいふ、まあ国が勝手にございま
すが、国がやる關係については、管理
の委託なりあるいは多少の物件につ
きましての処分については、政令でこ
ういふ場合はこうだといふことをきめ
るわけでありまして、いろいろな關係
を勝手に処分するといふことはあり
ないように考へるのであります。土地
収用法と関連を持ちましてさういふこ
とをやるといふことは違つてさうい
う考へておるが、こゝではただ国が
直轄で作りました漁港のいろいろな施
設の關係をさういふふうにするのだと
いふふうの規定いたしました、さうい
ふに考へておるのであります。

方の調査では貧弱な漁協等の公共団体
一本にしてくれという要求ばかりを聞
いておつた結果を世論だと稱して
おられると思うが、ほんとうに漁港が
民主的に運営されるために、力のある
漁協等は、管理者に加つて漁港の運
営をやりたいという希望を持つてお
る。協同組合等もある。われわれはさ
ういふ事情を知つておる。これを一律に全
部公共団体に取り上げるといふ改正で
あるか。もしさういふ希望要求があ
れば、これを管理者の中に加えるとい
う任意にすべきでないかと思ふが、さ
ういふことはこの法律の改正ではで
きないのか。将来もしさういふ漁港の民
主的運営のために積極的に参加してや
りたいといふ漁協等があれば、これ
を入れることに何かの道を開くとい
うお考えがございましてかどうですか。

○林説明員 漁港の管理者の問題につ
きましては、漁港法実施以来いろいろ
検討を加へ、地方の状況も聞いてわ
れども検討を加へたわけでありま
す。先ほどから御説明がございまして
に、漁港管理者がいわゆる公法上にお
きます管理をいたすというふうな点
と、さらに具体的な實際問題としての
いろいろの御意向等、いろいろ研究を
いたしまして、今回の改正におきま
しては地方公共団体にいたしたいとい
ふふうに考へておるわけでありま
す。お話のような問題につきましては、わ
れといたしましては今後十分研究を
いたしてみたいと思ひます。

○日野委員 なお二、三點残つてお
ります。大石政務次官が来ないから、
このことはあとに残して……。それ
は岡井次長にお聞きしますが、漁港法
改正に當つて、もつと本質的に漁港運

管をやらせようとするならば、改正点はこれだけにとどまらずまだあると思うが、今後さらにもっと民主的な運営のできるように改正する点があると思ふ。どういふ点があるかと考えておられるか。

○岡井政府委員 今回御提案申し上げておる本件につきましては、当初御説明申し上げましたように、きわめて事務的な問題を含んでおるのでございまして、御承知の通り漁港並びに漁船は、漁業を将来伸ばすべき基盤の唯一のものでございまして、将来この漁港法を中心にしての伸ばし方につきましては、必ずしもこうした事務的な改正だけで済まされたいというような問題もお幾多含んでおります。しかし今急にとり急務にまで至りませんので、この点は将来適当な時期に、再度基本的な考え方についてお願いする時期もあるかと思ひますが、まず漁港というものの一例をあげますと、ローカル的な一種、二種の漁港から、国際的な大きな漁港までを含んで一律に漁港法で運営いたしております。これは予算との関連もございまして、今急にそういうような形はとり得ないかもしれませんが、ある場合には、いわゆる特殊漁港とでも申しますか、大規模な相当多額に金をつぎ込まなければ機能を發揮できないような漁港につきましてのあり方、並びにローカル的なものについて、ある方、こういうものを一本でたんでおくことがどうかというような点は、今内部的に検討を加えております。こういうものは将来大きいものに重点を置いて、沿岸の漁村にふんまんの情の盛り上がるようなことをいたしまして、これはわれわれとしては漁

村の平和を乱すものだと考えますので、このかみ合せを最もバランスのよいような調整をしながら、そういうことも将来は考えてみたい、かように考えております。

○日野委員 僕が今聞かんとしたのは、沿岸漁業の衰退、沿岸漁民の貧窮の状況というものは、漁港修築がおくれていることに大きな原因がある。これは従来の大漁港中心の考え方——日本の水産政策は資本漁業中心になつていて沿岸漁業が顧みられない。その結果、沿岸漁民の貧窮の度合いは、日本の国民構成の層のうち一番低位にあると思ふ。私この間銚子の外川という一漁村、朝日新聞等で書き立てられているあの漁港を見に参つたのですが、第一の条件は、やはり漁港修築が思うようにいかない。従つて沖取りの沿岸の漁船が入つてこれないというやうな状態で、第一の要求は漁港を早く修築してほしいということでありまして、あつた漁港は計画だけ立てて計画倒れになつて、予算がつかなくて、工事に着手しても何年かそのまゝはつておくというやうな状態では、私は完全な漁港の利用、運営はできないと思ふ。今の漁港予算獲得のためには、本委員会等は全力をあげてやつておるのであるが、あの予算ではどうして計画を完全に遂行することができない。こういう面、漁港法を改正するならもつと沿岸の小漁港に重点を置いて、あれをすみやかに解決できるやうな道を開いてやるということがやはり改正の中に考慮すべきだった。そうしたことが一つも配慮されてないという点では、われわれは非常に遺憾である。今後こうした面に向つて計画をしなければならぬ

と思ふし、このことは今後こうした道を開くための十分な計画、もし漁港法のその隘路がありとするならば、その点こそ改正の重点にとられなければならない。私と私たちが考えるのです。この点は次の問題として十分一つ考えてもらいたいと思ふのであります。その注文をつけておきます。大石次官が来ましたからお伺いいたしますが、実はあんなのいらないうちに、この法律は非常に逆コースの法律改正だ、民主主義の時代に手続の簡素化ということでも何もかも簡略にする結果は、たとへばここに改正の中に盛り込まれておる漁港審議会の権限を縮小したり、農林大臣の権限だけをどんどん強化していく。結局審議会を経ないで農林大臣が勝手なことをやれる。今ここで何つたのですか、土地収用法などが適用されるのですが、収用法の改正が行われて簡単に土地収用等ができる。そして国家権力で買上げた土地等が勝手に農林大臣の専決で処分される。しかも政令にもこの用意がない。こういうことであるならば、いろいろな行き過ぎが起つて、今決算委員会等で騒がれている問題もこういうところに根本的に原因する。こういう場合にこの法の施行に當つては、十分こういう危険のないやうに配慮しなければならぬが、今、林君の答弁では、政令では別に規定する用意がない。しかも漁港審議会にかける各党の代表が入つておるから、そこで審議することはめんどうであらうけれども、それが一つの違法行為をチェックする、そういう権利侵害の防波堤になる。それを飛び越えて農林大臣の専決でやるというやうなことになれば、当然いろいろな業者等から運動も

起る危険が予想されるはずで、当然このことは予想していなければならぬ。立法の場合は、起り得るあらゆる場合を予想して、それを防止する伏線を用意していなければならぬのに、手放しでこういう法律改正をやつて、得手勝手なことをやられるやうなことになるのは困る。これに対しては政令等でそういうことのないやうな用意をして、慎重に実施するという御言明を次官から伺つて質問を私は終ることにします。

○大石(武)政府委員 ただいまは参議院の外務、農林委員会の合同委員会に行つておりました、はなはだ失礼いたしました。この改正案は、できるだけ手続を簡素化して、民主的にしようという考えから出したのでございましてけれども、ただいま御発言のありましたやうな不審の点がありましたことは残念でございまして、御趣旨を十分に体し正しくいたしまして、十分にその御意思を具現するやうに努力いたす所存でございまして。

○村松委員長 ほかに質疑はありませうか。——なければ、これにて質疑は終局いたしました。

次に討論に入ります。討論はありませうか。——なければ、直ちに採決いたします。

○村松委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

【議員起立】

【休議後は開会に至らなかつた】

【参照】

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

【別冊附録に掲載】

第三十八号参照

○小委員及び小委員長選任 去る十五日農林水産委員長において、次の通り小委員及び小委員長を指名した。

凍霜害による農業災害に関する小委員

足立 篤郎君 安藤 覺君
五十嵐吉藏君 吉川 久衛君
小枝 一雄君 笹山茂太郎君
助川 良平君 中馬 辰猪君
原 捨思君 淡谷 悠藏君
石田 宥全君 伊瀬幸太郎君
井谷 正吉君 稲富 稜人君
神田 大作君 若賀 貢君
久保田 豊君

凍霜害による農業災害に関する小委員長 笹山 茂太郎君

【議員起立】

○村松委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

【議員起立】

【休議後は開会に至らなかつた】

【参照】

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

【別冊附録に掲載】

第三十八号参照

○小委員及び小委員長選任 去る十五日農林水産委員長において、次の通り小委員及び小委員長を指名した。

凍霜害による農業災害に関する小委員

足立 篤郎君 安藤 覺君
五十嵐吉藏君 吉川 久衛君
小枝 一雄君 笹山茂太郎君
助川 良平君 中馬 辰猪君
原 捨思君 淡谷 悠藏君
石田 宥全君 伊瀬幸太郎君
井谷 正吉君 稲富 稜人君
神田 大作君 若賀 貢君
久保田 豊君

凍霜害による農業災害に関する小委員長 笹山 茂太郎君

【議員起立】

○村松委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

【議員起立】

【休議後は開会に至らなかつた】

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局